

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年2月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○絵手紙ミモザ様（北見市）	4,080円	○短足おばさん様（北光）	21,150円
○ことぶき大学博士会38の会卓球同好会様	5,000円		

<故人が生前お世話になったため>

○故石原 勝義（端野町）	100,000円	○中野 正幸様（端野町）	50,000円
○中野 隆様（端野町）	50,000円	○故海野 勲様（端野町）	30,000円
○神舘 一枝様（端野町）	20,000円	○故高木 美駿様（端野町）	30,000円
○貝沼 栄人様（端野町）	30,000円	○中島 好子様（常呂町）	50,000円
○高橋 和恵様（小樽市）	10,000円		

<各種事業での募金・益金を>

○カレンダーリサイクル市実行委員会様（北見市）	30,000円
-------------------------	---------